

## 熊本市ボランティア活動保険実施要綱

制定 平成 6年 8月 1日  
改正 平成14年 4月 1日  
平成15年 4月 1日  
平成17年 4月 1日  
平成18年 2月 9日市民協働課長決裁  
平成20年 3月21日市民生活局長決裁  
平成22年 2月26日市民協働推進課長決裁  
平成22年10月 5日市民協働推進課長決裁  
平成24年 1月20日市民生活局長決裁  
平成24年 9月 1日市民協働課長決裁  
平成25年12月 9日企画振興局長決裁  
平成28年 3月24日市民協働課長決裁  
令和 2年 2月19日地域活動推進課長決裁  
令和 2年11月26日文化市民局長決裁  
令和 4年12月12日地域活動推進課長決裁  
令和 6年12月 5日文化市民局長決裁  
令和 7年12月 5日文化市民局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、ボランティア活動団体がボランティア活動中に不測の事故により他人の生命、身体若しくは財物等に損害を与え、指導者若しくは活動者が法律上の賠償責任を負った場合又は指導者若しくは活動者がボランティア活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって死亡若しくは傷害を負った場合に、ボランティア活動保険をもってこれを救済することにより、ボランティア活動の健全な発展と活性化を図り、心豊かで思いやりに満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) ボランティア活動

ボランティア活動団体が、無報酬（実費弁償程度の場合を含む。）で行う地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動その他社会貢献活動のうち、継続的かつ計画的な公益性のある活動で、概ね別表に定める活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。）をいう。

#### (2) ボランティア活動団体 熊本市内を活動の拠点とし、ボランティア活動を行うため、市民により自発的に構成された団体（法人にあってはNPO法人に限る。）をいう。

#### (3) 指導者 ボランティア活動団体において、ボランティア活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

(4) 活動者 ボランティア活動団体において、ボランティア活動を実践する者をいう。

(適用の範囲)

第3条 熊本市ボランティア活動保険（以下「ボランティア保険」という。）の適用範囲は、ボランティア活動団体が行うボランティア活動のうち、日本国内で行われるものとする。

2 前項の適用範囲には、指導者及び活動者がボランティア活動の集合地に集合してから解散地で解散するまでの間並びに指導者及び活動者の自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的な経路による移動中の間を含むものとする。

(契約)

第4条 ボランティア保険は、ボランティア活動団体の指導者及び活動者を被保険者として、市長が損害保険会社又は損害保険代理店（以下「保険会社等」という。）と契約を締結することにより行う。

(保険期間)

第5条 ボランティア保険の保険期間は、4月1日16時から翌年4月1日16時までとする。

(保険対象事故)

第6条 ボランティア保険の補償の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故 ボランティア活動中に、指導者又は活動者の過失により、ボランティア活動中の活動者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与えた事故であって、指導者又は活動者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任（同居の親族に対して負担する損害賠償責任を除く。）を負うものをいう。

(2) 傷害事故 ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（日射病若しくは熱射病等の熱中症による事故を含む。）であって、ボランティア活動の指導者及び活動者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、補償の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故にあっては、次に掲げる事項

ア 保険契約者、指導者及び活動者又はこれらの者の代理人の故意による事故  
イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故  
ウ 地震、噴火、津波等の天災による事故  
エ 指導者又は活動者が占有し、使用し、又は管理する車両又は施設外における動物による事故  
オ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事による事故

(2) 傷害事故にあっては、次に掲げる事項

ア 指導者及び活動者の故意による事故  
イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故  
ウ 地震、噴火、津波等の天災による事故  
エ 指導者及び活動者の脳疾患、疾病又は心身喪失による事故  
オ 指導者及び活動者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故  
カ 他覚症状のないむち打ち症や腰痛

- キ 指導者及び活動者の無資格運転又は酒気帯び運転による事故
- ク 細菌性食中毒
- ケ 山岳救助又は海難救助による事故
- コ 野焼き又は山焼きによる事故
- サ チェーンソーの使用による事故

(損害賠償責任事故の補償内容)

第8条 損害賠償責任事故の補償内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償費、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他の損害賠償金
- (2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用
- (3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で保険会社等の承諾を得て支出したもの
- (4) 保険会社等に協力するために支出した費用

(損害賠償責任事故の補償額)

第9条 損害賠償責任事故の補償額は、次に掲げる額を限度（以下「支払限度額」という。）とする。

- (1) 指導者又は活動者が、他人の身体に損害を与える、指導者又は活動者が賠償責任を負った事故は、1名につき5千万円、1事故につき1億円
- (2) 指導者又は活動者が、他人の財物に損害を与える、指導者又は活動者が賠償責任を負った事故は、1事故につき5千万円
- (3) 指導者又は活動者が、他人からの預かり品や管理している物に対し滅失、毀損、汚損等により損害を与える、指導者又は活動者が賠償責任を負った事故（以下「保管物賠償事故」という。）は、1事故につき300万円

2 前項の規定にかかわらず、製造、販売若しくは提供した財物が、他人に引き渡された後にその品質、取り扱い等により生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後にその作業の結果によって生じた事故については、前項に規定する1事故の支払限度額を、保管物賠償事故については、300万円をそれぞれ保険契約期間中の支払限度額とする。

(傷害事故の死亡保険金)

第10条 指導者又は活動者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、保険会社等はその法定相続人に対し、死亡保険金300万円を支払うものとする。

(傷害事故の後遺障害保険金)

第11条 指導者又は活動者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、保険会社等はその者に対して後遺障害保険金を支払うものとする。

2 後遺障害保険金は、最高300万円とし、その障害の程度に応じて保険会社等の約款で定める額とする。

(傷害事故の入院及び通院保険金)

第12条 指導者又は活動者が傷害事故を原因として生活機能又は業務機能の滅失又は減少をきたしたときは、保険会社等はその者に対し、入院保険金又は通院保険金を支払うものとする。

2 入院保険金及び通院保険金の額は、入院又は通院した治療日数に応じて、入院保険金にあって

は事故の日から 180 日を限度とし、1 日につき 3,000 円、通院保険金にあっては事故の日から 180 日までの間において 90 日を限度とし、1 日につき 2,000 円を支払うものとする。  
(事故報告)

第 13 条 団体の代表者は、ボランティア活動中に事故が発生したときは、熊本市ボランティア活動事故報告書兼事故証明書（様式第 1 号）により、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告書を受理したときは、活動団体、活動内容その他必要な要件について審査を行い、ボランティア活動団体の行うボランティア活動中の事故と判断するときは、速やかにその旨を保険会社等に通知するものとする。

(保険金の請求)

第 14 条 損害賠償責任事故による保険金は、指導者又は活動者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、指導者若しくは活動者が保険金請求書に必要な書類を添付し、市を経由して保険会社等へ請求するものとする。

2 傷害事故による保険金は、死亡した者の法定相続人又は傷害を負った者が保険金請求書に必要な書類を添付し、市を経由して保険会社等へ請求するものとする。

(保険金の支払)

第 15 条 保険会社等は、保険金を支払うときは、指導者又は活動者が開設している取引金融機関の口座に振り込むものとし、指導者又は活動者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対しても当該通知書を送付するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項は、保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特約条項及び契約書の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

保険適用活動一覧表

ボランティア活動の範囲	活動内容
①地域社会活動	清掃活動、資源回収、リサイクル活動 防災活動、防犯活動 交通安全活動 保健衛生活動 自治会、校区自治協議会、子ども会等地域団体の運営等
②社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動 高齢者・障害者等への援護活動
③社会教育活動	○スポーツ活動 バドミントン、卓球、テニス、水泳、夙上げ、ハイキング、ウォーキング、オリエンテーリング、バレーボール、ドッジボール、ゲートボール、スポーツ大会応援、エアロビクス、幼児体操、ラジオ体操、ソフトボール、身障者スポーツ、体力テスト、マスゲーム、アーチェリー、弓道、ボウリング、ハンドボール、サイクリング、マラソン、野球、ウインドサーフィン、バスケットボール、剣道、キックベースボール、スケート、なぎなた、ヨット、キヤンブ、運動会、サッカー、スキー、柔道、空手、拳法、居合い、相撲、レスリング、サーフィン、アメリカンフットボール、ラグビー、ホッケー、カヌー  ○文化活動 料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、詩吟、茶道、民謡踊り、盆踊り、町内会祭、ダンス、短歌、囲碁、将棋、盆栽、俳句、邦楽、謡曲、演劇、人形劇、影絵、手芸、各種学習、講座、講演会、研究会、読書会、地域文化
④青少年育成活動	○地域の青少年育成団体の指導育成活動 ○非行防止パトロール
⑤その他社会貢献活動	○その他、市長が特に必要と認める活動

## 備考

- 社会教育活動において、競技や活動への参加のみを目的とする者は、指導者及び活動者には含まない。
- ボランティア活動には各種活動の事前会議、宿泊を伴うものも含むものとする。

## 熊本市ボランティア活動事故報告書兼事故証明書

熊本市長様

〔団体名〕  
〒  
〔所在地〕  
TEL  
役職名 氏名  
〔代表者〕  
印

ボランティア活動中の当団体会員に下記の事故が発生しましたので、熊本市ボランティア活動保険の適用を受けたく報告します。

事故の種類		いずれか該当する項目に○をつけてください 1 損害賠償責任保険（対人・対物） 2 傷害事故		
負傷者 又は 加害者	住所	〒		
	氏名	年 月 日生（歳） 男・女		
	電話	（ ） —		
※ 法 定 代理 人	住所	〒		
	氏名	年 月 日生（歳） 男・女		
	電話	（ ） — 続柄		
事故発生日時		年 月 日（午前・午後） 時 分		
事故発生場所				
事故発生時の 活動内容				
指導者 等	住所			
	氏名			
① 損 害 賠 償 責 任	対人（身体）賠償			
	被 害 者	住所		
		氏名	年 月 日生（歳） 男・女	
		電話	（ ） —	
	傷病程度 傷病名等			
	入院期間	年 月 日～年 月 日	治療中・治療済	
	通院期間	年 月 日～年 月 日	完治見込（月 日）	
医療機関	所在地	TEL（ ） —		
	名 称			

① 損 害 賠 償 責 任	対物（財物）賠償		
	破損物	名称	
	所有者	住所	
		氏名	TEL ( ) -
破損程度			
② 傷 害 事 故	傷病程度 傷病名等		
	入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日	治療中・治療済
	通院期間	年 月 日 ~ 年 月 日	治療見込（月 日）
	医療機関	所在地 名称	TEL ( ) -
① 又 は ② の 事 故 発 生 状 況			状況図
	届出警察 無・有( )		

◎ 備 考

- ① ※印の欄は、負傷者が未成年の場合に記入してください。
- ② 団体の会則（規約・定款）、事故発生場所の見取図、写真及び活動プログラム（チラシ等）、昨年度の活動報告書及び今年度の事業計画書等を添付してください。

◎ チェック欄（個人情報の取り扱いに関する事項）

- 熊本市及び保険会社が、熊本市ボランティア活動保険の申請に関する個人情報を、摘要の判断、損害賠償額算定の判断、保険金支払・保険引受の判断のために、保険医療機関、保険金請求・支払いに関する関係先、事故に関する関係先等に提供をすること、又は提供を受けること、その他業務上必要とする範囲で取得、利用、提供することに同意します。

◎ 以下、保険会社記入欄

証券No.	課長		未払計上
			月 日 円
	内訳		
入金確認済	担当		
契約確認済			